

研修事業における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

令和3年1月
株式会社ディプレ

1 研修開催における感染防止の基本方針

研修実施に関する方針について、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を踏まえ、「三つの密」を徹底的に避ける、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」などの基本的な感染対策を講じる。

その上で人命の尊重を優先し、感染を防止する対応を図った上で、弊社が計画する研修を実行できる方法を探り、弊社の役割を可能な限り果たして行く。

2 研修指導に関する感染防止対策

(1) 対面講座・研修時の配慮

1) アルコール除菌などによる対策

- ・ 他者と共有する物品や運営スタッフ用備品などの高頻度接触部位（講師用マイク、タブレット、テーブル、椅子の背もたれ、電気のスイッチなど）を特定し、消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）で講座・研修ごとに清拭する。

- ・ フロア入口前にアルコール消毒液を設置し、使用を講座・研修開始前にアナウンスする。

2) 講座・研修対応スタッフの対応

- ・ 受講者とスタッフ、受講者同士が至近距離で会話する環境を避ける。会話時や発声時はマスクを着用する。

- ・ スタッフの定期的な検温を義務化し、発熱や咳などの症状のある場合は運營業務に従事せず、自宅待機などの処置を行う。

3) 研修の休憩時等の換気

- ・ 研修室における換気を、講座前、講座途中、講座後にも継続的に実施する。

(2) 講座・研修方法の配慮

- ・ 講座・研修等における受講者同士及び講師との間隔を確保する。

- ・ 受講者の前後を空けた席配置をするなど、受講者同士の接触を少なくする。

- ・ 講師、受講者ともにマスク着用とする。

(3) 演習方法の配慮

- ・ 対面機会をできるだけ避ける。（必要に応じて、アクリルパネル等を設置する）

【運営方法】

- ・受講受付は事前予約とする。
- ・会場の入退室チェックを行う。
- ・会場の換気を適宜行う。
- ・会場の席数は収容人数の50%以下とする。
- ・ソーシャルディスタンスを保つことができるような席の配置とする。
- ・講師席は受講者への飛沫による感染リスクを配慮した配置（例：受講者との距離、アクリルパネルの設置等）とする。
- ・高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、PC、タブレットなど）を特定し、消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）で定期的に清拭する。
- ・案内に、事前の体調チェック、マスク着用は必須であることを明示する。また入場時の体温確認で37.5度以上の場合、及びマスクを着用していない場合については入場をお断りする場合もあることも合わせて明示する。
- ・受講者の氏名、連絡先の一覧を14日間は保管しておき、陽性者が出た場合は保健所など役所に提出する。
- ・受講者の氏名、連絡先を14日間保管し、必要な際には役所に提出することを受講者に事前に知らせておく。

【当日の入場について】

- ・体温チェックを行う。37.5度以上であれば入場をお断りする。
- ・マスクを正しく着用していない場合注意し、改善されない場合は入場をお断りする。

【受講者への依頼】

- ・受講者には事前の体温チェックを依頼し、37.5度以上の発熱や軽い風邪症状（のどの痛み、咳、発熱）があった場合は入場しないよう依頼する。
- ・こまめな手指消毒の徹底を依頼する。
- ・マスクについては正しい着用を依頼する。
- ・受講者氏名、連絡先の一覧を14日間は保管し、必要に応じて保健所などに提出する旨の承諾を依頼する。

【37.5度以上など体調不良の受講者が出た場合】

- ・即刻、帰宅を促し、医療的措置をとるよう勧める。その後の経過の報告をめる。
- ・会場にいる受講者全員に、当該座席にいた受講生の体調不良を知らせ、注意を促す。
- ・体調不良者の席の周辺、移動した場所などを中心に消毒する。

*上記以外の部分については、それぞれの地域や地方自治体の方針に従う。